
基本目的Ⅱ

福祉と健康

地域で支え合い 生涯健康で暮らせる 幸福感の高いまち



基本目的Ⅱ

05 地域福祉

施策 目的

地域で支え合い、
誰もが安心して暮らせるまちになる

- ▶ 包括的な相談窓口の整備による福祉的課題の早期発見・早期支援
- ▶ 地域活動やボランティアの担い手の増加などによる地域での助け合いや支え合いの活発化

現状と課題

多様化、複雑化した福祉ニーズの増加

高齢者・障がい者・児童福祉など、多様化・複雑化した福祉ニーズが年々増加しているため、相談できる場所が求められています。

地域活動の担い手の減少

少子高齢化、人口減少などにより地域活動やボランティアの担い手が不足しているため、それらの活動をリードする人材の育成や担い手の増加が求められています。

地域と行政の連携

生活困窮者世帯などに対して、地域での見守りの強化や関係機関との連携により、行政の相談窓口につないでいくことが求められています。

生活困窮者や生活保護世帯の自立支援

生活困窮者世帯や生活保護世帯の経済的な自立のための支援が求められています。

災害発生時の避難行動要支援者の避難支援

大規模な災害が多発しており、自ら避難をすることが困難な方の避難支援が求められています。

施策の方向

1 多機関連携による包括的な相談窓口の整備

民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの活動と連携して、必要な情報を保健・医療・福祉の各機関と共有し、解決に当たるための包括的な相談窓口を整備します。

2 地域活動やボランティアの担い手の育成

福祉活動を行うボランティアやN P Oなどの情報提供と活動への参加を支援します。

3 民生委員・児童委員などとの連携

民生委員・児童委員や関係機関との連携を図り、生活困窮者世帯などが適切な支援を受けられるよう、関係する行政機関の相談窓口につなぎます。

4 生活困窮者世帯などへの就労支援の実施

個々の世帯の実情を十分把握しながら、生活困窮者自立支援法などに基づく支援策を講じるなど、生活困窮者世帯などの福祉の増進や経済的な自立を支援します。

- ▶ 民生委員、児童委員との連携や、地域での見守り活動などによる相談支援体制の充実
- ▶ 相談活動や就労支援などによる、生活困窮者世帯などの福祉増進と経済的自立
- ▶ 災害が発生したときに避難行動要支援者^(※1)が安全に避難するための情報の確保

5 災害発生に備えた平時からの情報共有

災害が発生した際、避難行動要支援者が安全に避難できるよう、地域住民や関係機関と連携し、平時からの情報共有に努めます。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
福祉ボランティア登録者数	館林市社会福祉協議会のふれあいのまちづくり事業の一環として、個人でボランティア登録をしている者及びボランティアグループの会員数	461人 (令和元年度)	556人
福祉NPO法人数	館林市社会福祉協議会のNPO法人連絡協議会に加盟している法人数	15法人 (令和元年度)	15法人
民生委員・児童委員相談支援件数	民生委員・児童委員が毎年度の活動の中で、市民の相談や支援を行った件数	1,619件 (令和元年度)	1,660件
生活保護受給世帯から自立した世帯数	就労による収入増などの理由により、生活保護世帯から自立した世帯数	19世帯 (令和元年度)	19世帯

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足している回答割合の合計値）



※1 避難行動要支援者…高齢者や障がい者、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する方

基本目的Ⅱ

06 高齢者

施策 目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになる

- ▶ 住民相互の支え合い活動による生活支援と保健・医療・福祉が連携したサービスの提供などが一体的に行われる地域包括ケアシステムの推進
- ▶ 身近な親族や地域の関係者などが一体となり、高齢者本人の見守りとその意思決定に向けた支援の充実

現状と課題

単身高齢者の増加

高齢者のみの世帯数は年々増加しています。健康寿命を延ばし、生きがいのある生活を実現できるような支援が求められています。

権利擁護の必要性

単身高齢者の増加に伴い、判断能力の不十分な方を保護する成年後見制度の必要性がより高まることが予想されます。

医療費、介護需要の増大

高齢化が進行し、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療費や介護の需要が更に増加することが見込まれています。

在宅支援の充実

認知症の方や単身高齢者世帯の増加に伴い、在宅支援の必要性が高まっています。

認知症支援

認知症の方が、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・生活支援が連携した支援を行う必要があります。

施策の方向

1 高齢者の社会参加の促進と自立した生活の支援

高齢者の持つ豊かな知識や経験、技能が発揮され、生きがいのある生活が送れるよう、社会参加の促進と自立した生活の支援に努めます。

2 高齢者の権利擁護の促進

成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークとその中核となる機関を整備します。

3 地域包括支援センターの機能充実

地域包括ケアシステム^(※1)推進のための中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能を更に充実させ、高齢者の生活を地域全体で支えます。

4 地域包括ケア会議の活性化

地域包括ケア会議を活性化させ、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進めます。

- ▶ 地域活動と交流を通じ、生きがいのある生活を送る高齢者の支援と社会基盤の整備
- ▶ 介護予防や閉じこもり予防、健康づくりに取り組む高齢者の支援と社会基盤の整備

5 住民主体の生活支援が行われる地域づくりの推進

住民相互の助け合いや支え合い活動を支援するなど、住民主体の生活支援が行われる地域づくりを推進します。

6 認知症支援体制の充実

認知症地域支援推進員^(※2)を中心に、認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなどの連携を強化し支援体制の充実を図ります。

7 地域で取り組む介護予防活動の促進

高齢者が健康で豊かな生活を送れるよう、地域で取り組む介護予防活動を支援します。

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
コミュニティサロン ^(※3) の件数	コミュニティサロンの件数	39件 (令和元年度)	45件
通いの場 ^(※4) の件数	通いの場の件数	32件 (令和元年度)	60件
認知症初期集中支援推進事業件数	支援依頼件数	8件 (令和元年度)	13件

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



- ※1 地域包括ケアシステム…団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供されること。
- ※2 認知症地域支援推進員…認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護などのネットワーク構築や認知症対応力向上のための支援、認知症の方やその家族の相談支援・支援体制構築などを行う者のこと。
- ※3 コミュニティサロン…地域に住む高齢者等が集会所などに集い、自主的・自発的な交流活動をする場のこと。
- ※4 通いの場…介護予防（閉じこもり予防を含む。）を目的とした、地域住民主体で活動をする場のこと。

基本目的Ⅱ

07 障がい

施策
目的

障がいのある方誰もが安心して自分らしく暮らせるまちになる

- ▶ 専門的な助言やサービスの利用支援がいつでも受けられる相談支援の機能と体制の充実
- ▶ 障がいのある方とその家族の安心した地域生活の実現

現状と課題

専門的な基幹相談支援センターの必要性

障がいのある方への支援に当たり、専門的な助言・指導を行うことができる基幹相談支援センターが求められています。

障がいのある方の重度化・高齢化

障がいのある方の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、緊急時に迅速な対応が図れる体制の整備が求められています。

児童発達支援センターの必要性

障がいのある児童やその家族への相談支援、児童を預かる施設への援助・助言を行う児童発達支援センターが求められています。

精神障がいのある方の自立

精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送れるよう、医療や障がい福祉などの連携による地域包括ケアシステムの構築が求められています。

障がいのある方の社会参加

障がい者総合支援センターには、障がいのある方に寄り添ったきめ細かい支援を行うという役割があります。今後は、地域に根差した施設として、より地域貢献事業に取り組んでいくことが求められています。

障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活

障がいのある方の経済的自立や安定した地域生活に向け、個性にあった就労や生産活動などをを行う機会が必要とされています。

施策の方向

1 基幹相談支援センターの設置

相談支援専門員の養成などにより、障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言やサービスの利用支援を行うなど、相談支援機能の強化を図るため、基幹相談支援センターを設置します。

2 地域生活支援拠点などの整備

住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図ります。

- ▶ 障がい者総合支援センターを主とした地域づくりが推進されることによる障がいのある方の社会参加の促進
- ▶ 障がいのある方の就労などの機会の確保

3 児童発達支援センターの設置

障がいのある児童を取り巻く環境や悩みを地域全体で受け止め、支え合えるよう、人材の育成や啓発を推進するとともに、支援体制の整備を図るため、児童発達支援センターを設置します。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が、地域で自立した生活が送れるよう、保健・医療・福祉関係者などが連携し、協議の場を通じて、地域包括ケアシステムの支援体制の整備に努めます。

5 障がい者総合支援センターの役割の充実

障がい者総合支援センターを地域生活の拠点施設として、障がいのある方の社会参加を更に促進します。

6 障害者総合支援法に基づいた支援の継続

障がいのある方の就労や生産活動の機会を確保するために、障害者総合支援法に基づく支援を継続して行います。

指 標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和 7 年度)
相談支援専門員数	市内の相談支援事業所の相談支援専門員の数	13 人 (令和元年度)	20 人
障がい福祉サービスの満足度	障がいのある方へのアンケート調査の満足度	48.2% (平成 28 年度)	60.0%

基本目的Ⅱ

08 社会保障

施策 目的

市民が安心して生活できるよう
社会保障の機能が充実したまちになる

- ▶ 安心して受診できる医療保険制度の持続的な運営
- ▶ 老後や万一の際の生活を支える年金制度の持続的な運営
- ▶ 利用者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けられるサービスの提供

現状と課題

医療費の増加

高齢化や医療の高度化により1人当たりの医療費が年々増加しており、医療保険制度を維持するための健全な財政運営が求められています。

経済的な不安を抱える方への医療

子ども、重度心身障がい者、母子・父子家庭など、経済的な不安を抱える方も含め、誰もが安心して医療を受けられる支援が求められています。

公的年金の重要性の高まり

高齢化の進行により公的年金の重要性が高まり、保険料納付率の向上や健全な年金財政運営が求められています。

安定した介護保険制度の確保

加速する高齢化に対応できる安定した介護保険制度が求められています。

ひとり親家庭などへの支援

母子・父子家庭など、ひとり親家庭が自立して安定した生活を送るための支援が求められています。

施策の方向

1 被保険者の資格適用の適正化

被保険者の資格の適用を適正に行い、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

2 医療費助成

子どもや重度心身障がい者、母子・父子家庭などの健康を支えるため、必要な医療費助成を行います。

3 適用、給付、相談体制の充実

年金制度の意義や役割、相互扶助の理解を求めるなど、市民に制度の周知を行い、多くの市民が適正に年金を受給できるように努めます。

4 介護予防と給付適正化の推進

介護保険財政の健全化に向けて、自立支援・重度化防止の取組を推進します。

5 ひとり親家庭などへの支援の充実

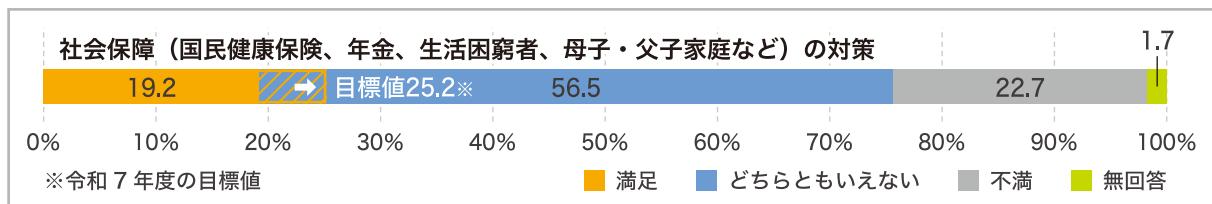
ひとり親家庭などの自立と生活の安定を図るため、経済的支援、就業支援、子育て生活支援などの相談体制の強化に努めます。

▶ひとり親家庭などの自立と安定した生活の実現

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
児童扶養手当受給者のうち自立支援のための能力開発及び資格取得のための各種支援事業を活用している人数	①母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ②母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業 ③ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ①～③合計人数	10人 (令和元年度)	12人
特定健診の受診率 (国民健康保険)	特定健診の受診率	37.8% (令和元年度)	60.0%

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足している回答割合の合計値）



基本目的Ⅱ

09 健康

施策 目的

心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちになる

- ▶ 市民の健康寿命延伸
- ▶ 自らの健康管理や健康づくりに取り組む市民の増加
- ▶ 健診受診率の向上による生活習慣病の予防や疾病の早期発見・治療

現状と課題

生活習慣病の増加

生活習慣病は増加しており、高齢になるほどその発症率は高まっています。

各種健診受診率の低下

健康診査や各種がん検診などを通じて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見に努めていますが、受診率が伸び悩んでいます。

社会環境の変化に伴うストレスの増加

社会環境の変化に伴うストレスの増大などにより、心の健康づくりを進めていくことが、これまで以上に重要になっています。

かかりつけ医の必要性

診療だけでなく健康に関する相談や適切な医療機関の紹介などを行うかかりつけ医を持つ市民の割合を増やすことが求められています。

スポーツに対するニーズの多様化

健康・生きがいづくりのためにスポーツなどに取り組む市民は多く、スポーツに対するニーズも多様化しているため、学習情報や学習機会の提供が求められています。

感染症対策の必要性

感染症発生時に感染拡大を最小限に抑え、市民の安全と健康を守るための対策が求められています。

施策の方向

1 健康寿命延伸のための取組推進

健康寿命延伸プラットフォーム^(※1)や医師会などの関係機関と連携し、健康づくりや疾病予防の正しい情報を発信し、健康寿命延伸のための取組を進めます。

2 きめ細やかな保健指導の実施

きめ細やかな保健指導を実施し、健康回復を支援するとともに、関係機関と連携して食事や運動などの生活習慣の改善のための指導を実施します。

3 自主的な健康づくりの推進

市民の自主的な健康づくりを推進するため、自主活動グループへの支援など、地域全体で健康づくり活動を応援できる体制の構築を図ります。

- ▶ 社会環境の変化に伴うストレスの増大を地域で支え合うことによる自殺死亡率の低下
- ▶ 市民一人一人がかかりつけ医を持つことによる適正受診
- ▶ 主体的にスポーツの取組を実践している市民の増加
- ▶ 感染症対策の充実による市民の安全と健康の確保

4 疾病の早期発見や早期治療

疾病の早期発見や早期治療につなげるため、関係機関と連携を図りながら、健康診査や各種がん検診の重要性を啓発し、健康の維持や回復に対する意識の向上に努めます。

5 心の健康づくりの促進

心の健康づくりを促進するため、市民の健康意識の啓発を図るとともに、健康の維持や増進に関する場や機会などの情報提供や相談支援体制の強化に努めます。

6 かかりつけ医の重要性の周知

インフォームド・コンセント^(※2)の実現にも重要な役割を果たす「かかりつけ医」を持つことの重要性について、広報紙などを通じ理解を深めます。

7 スポーツの普及、振興を図る事業の展開

スポーツに対するニーズの把握に努めるとともにスポーツの普及・振興につながる事業展開を図ります。

8 感染症対策の充実

感染症予防の周知・啓発や、感染症発生時における国や県、医師会などの関係機関との連携強化による状況把握など、感染症対策の充実を図り、感染拡大を最小限に抑えます。



基本目的Ⅱ

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
健康づくりグループ活動団体数	市に登録している健康づくりを目的とした自主グループ数	17団体 (令和元年度)	21団体
健康づくりグループ活動人数	市に登録している健康づくりを目的とした自主グループ活動人数	324人 (令和元年度)	390人
大腸がん検診受診率	40～69歳の市民を対象とした人口における受診割合	6.9% (令和元年度)	40.0%
子宮頸がん検診受診率	20～69歳の女性を対象とした人口における過去2年間の受診割合	18.5% (令和元年度)	50.0%
乳がん検診受診率	40～69歳の女性を対象とした人口における過去2年間の受診割合	20.1% (令和元年度)	50.0%
生活習慣病予防健診のうち、要指導、要医療者の割合	19～39歳の市民を対象とした健診の結果割合	78.3% (令和元年度)	71.1%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	40～74歳の国保特定健診受診者の結果割合	30.8% (令和元年度)	30.0%
かかりつけ医所持率	市民健康づくりアンケート調査のかかりつけ医所持率	69.9% (令和元年度)	73.0%
スポーツ実施率 (週1回以上)	週1回以上スポーツに取り組んでいる人の割合	31.3% (令和元年度)	50.0%

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



- ※1 健康寿命延伸プラットフォーム…館林市の健康寿命を延伸させるため、産学官が連携し、市民の方に効果的な健康情報を発信していくために、平成30年2月に設立された組織のこと。
- ※2 インフォームド・コンセント…投薬、手術、検査などの医療行為などに際して、医師が病状や治療方針をわかりやすく説明し、患者の同意を得ること。



基本目的Ⅱ

10 医療

施策 目的

適切な医療がいつでも受けられるまちになる

- ▶ 健診受診と適正受診による重症化の予防
- ▶ 市内の医療関係従事者数増加による診療科偏在の問題解消
- ▶ 消防と医療機関の連携や、救急救命士の質の向上による救命率の向上
- ▶ 定期的な救命講習会の開催による救急医療に対する市民の理解の促進

現状と課題

生活習慣病の増加

生活習慣病の増加や、これに起因して寝たきりや認知症になる高齢者の増加が深刻な社会問題となっているため、健康づくりや疾病予防を促す体制が求められています。

周産期医療に関わる医療従事者の減少

市内の医療関係従事者数は、ほぼ横ばい状況にありますが、産科医や小児科医など、周産期医療^(※1)に関わる医療従事者の減少が問題となっています。

救急医療に対する市民のニーズの高まり

長寿社会の進展、疾病構造や医療体制の変化が著しく、救急医療に対する市民のニーズは今後も一層高まることが予想されます。

医療を取り巻く環境の変化

医療を取り巻く環境は大きく変化をしているため、市民がいつでも安心して適切かつ最良の保健医療サービスを受けられるよう、地域一体の体制づくりが求められています。

施策の方向

1 疾病予防、特定健康診査などの保健事業の実施

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の疾病予防など、健康の維持・増進を図るために、特定健康診査などの保健事業を実施します。

2 課題の抜本的解決のための国に対する働きかけ

市民が必要とする医療を、確実かつ持続的、効率的に提供するため、抜本的な対策を講ずるよう、国に対し働きかけます。

3 公立館林厚生病院と医師会の連携による診療体制の充実

休日や夜間における医療を安心して受けられるよう、公立館林厚生病院と館林市邑楽郡医師会が相互に連携を図りながら診療体制を充実します。

4 救急業務体制の強化・整備

救急業務の高度化及び適正化を図るため、消防と受入医療機関との連携を強化します。また、救急救命士の質を高め、人員を増強するとともに救命率向上のため救急隊員の育成、資器材の充実を図ります。

▶ 市民一人一人の医療需要を満たす効果的かつ適切な地域医療の実現

5 市民への救急医療に対する広報や教育

救急隊が到着するまでの市民による救命手当や、出動件数を抑制するための「救急車の適正利用」への理解、救急医療に対する広報や教育を行います。

6 公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制の充実

緊急の事故や病気のときに速やかに適切に対応するため、公立館林厚生病院を中心とした救急医療体制を充実させるとともに、市や県境を越えた連携が図れるよう相互に協力します。

7 地域一体の医療体制づくりの推進

地域の中核病院として、公立館林厚生病院の機能を充実するとともに、保健・医療・福祉の連携を強化し、地域一体の医療体制づくりを推進します。

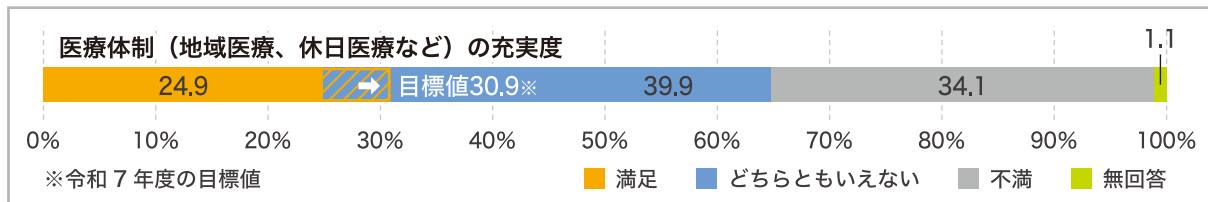


基本目的Ⅱ

指標

指標	指標の内容	現状値	目標値 (令和7年度)
救急救命士の有資格数	館林地区消防組合における救急救命士有資格数	52人 (令和元年度)	56人
救命講習受講者数	館林消防署（西・北分署含む）管内における救命講習受講者数	735人 (令和元年)	1,000人 (令和7年)
館林市夜間急病診療所の認知度	健康づくりに関する調査における市民の認知度	92.6% (令和元年度)	95.0%
たてばやし健康ダイヤルの認知度	健康づくりに関する調査における市民の認知度	33.7% (令和元年度)	40.0%

令和元年度市民アンケート調査の満足度（満足している・どちらかといえば満足しているの回答割合の合計値）



※1 周産期医療…妊娠満22週以降生後7日未満の間を周産期といい、危険度の高いこの時期における胎児、母体、新生児に対する一貫した医療のこと。



